

山梨県特定行為研修指定機関体制整備事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 知事は、「保健師助産師看護師法」第37条の2第2項第1号に規定する特定行為を行う看護師の確保を図るため、同項第4号に規定する特定行為研修を実施する、同項第5号で規定する指定研修機関（以下、「指定研修機関」という。）を県内に早期に設置することを目的に、指定研修機関を目指す県内の医療機関等が行う以下に定める事業に係る経費の全部又は一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付先)

第2条 この補助金は、「保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令」に基づいて指定研修機関の指定を取得することとしている県内に所在する医療機関等（以下「施設」という。）で、当該研修実施にあたっては、広く県内看護師の受講希望を受け入れることとしている施設に対し交付するものとする。

(補助対象事業)

第3条 この補助金の交付対象事業は、施設が特定行為研修を実施するために必要な指導者を養成するため、県外で実施される特定行為研修に、自施設の看護師を派遣する事業とする。

(補助対象経費及び基準額)

第4条 この補助金は、前条の事業に必要な次に掲げる経費として、施設が負担する経費に対し交付するものとする。

- (1) 特定行為研修の受講料等（入講料、受講料、実習教材費）
- (2) 特定行為研修の受講に要する旅費（交通費及び宿泊料）
- (3) 特定行為研修に必要なその他教材費

(交付額及び限度額)

第5条 この補助金の交付額は、前条の経費それぞれについて別表1の算出方法により算出した金額の合計と、実合計支出金額を比較してどちらか低い方の金額に10分の10を乗じた額とし、限度額は、別表2のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第6条 この補助金の申請は、補助金交付申請書（第1号様式）に必要書類を添付し、派遣する看護師の研修開始1箇月前の日までに知事に提出しなければならない。た

だし、研修の開始が年度当初となる場合、提出期日についてはこの限りでない。

(交付の条件)

第7条 施設は、当該事業により派遣した看護師が、特定行為研修修了後、概ね1年以内に研修修了資格を得られなかった場合は、当該看護師に係る補助金を知事に返還しなければならない。

2 施設は、早期に指定研修機関の指定を取得し、当該研修が実施されるよう、努力しなければならない。

3 補助事業を中止、廃止、又は事業内容（派遣する看護師、派遣先、研修受講期間等）を変更しようとする場合においては、補助事業変更（中止、廃止）承認申請書（第2号様式）により速やかに知事の承認を受けるものとする。

4 この補助事業に要する経費の各費目相互間の流用を行おうとする場合は、前項に準ずるものとする。ただし、各費目相互間におけるどちらか少ない方の額の20%以内の流用、又は、補助事業の達成に支障をきたさない職員派遣計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。

(実績報告)

第8条 施設は交付決定を受けた事業が完了したときは、事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項実績報告書を受理した場合においては、必要な確認を行い、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、施設に対しこれを通知する。

(補助金の交付方法)

第9条 補助金の交付は精算払いとし、精算払請求書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。ただし、知事が必要と認めたときは、概算払いとすることができる。

2 概算払いの交付を受けようとするときには、概算払請求書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

(証拠書類等の整備及び保管)

第10条 補助金の交付を受けた施設は、当該経費の収支に関する事項を明らかにした書類及び帳簿を整備し、事業年度終了後5年間保管しなければならない。

(消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及

び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、第 6 号様式による仕入控除税額報告書を事業完了日の属する年度の翌々年度の 6 月 30 日までに、知事に提出しなければならない。

- 2 補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別 表 1 (第 5 条関係)

補助対象経費		補助基準額	算出基準
(1) 受講料等		—	・ 受講先指定研修機関に支払う金額 (入講料、受講料、実習教材費)
(2) 受講に要する旅費	受講のための交通費	—	・ 研修期間中に必要な往復交通費。 (往復数は、研修の受講スケジュールからみて、必要最低限とする。) <ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅又は勤務場所最寄駅からの運賃とし、一乗車区間片道 50 km を超える場合は、特急料金(繁忙期閑散期を考慮)を加算できる。 ・ 宿泊施設と研修施設間の往復のための現地交通費(バス代等)については加算不可。
	受講のための宿泊料	1 泊 2 食付 7,870 円	・ 補助基準額に研修に要した泊数を乗じた額。 ・ 自宅最寄駅出発時刻が午前 7 時以前、又は自宅出発時刻が午前 6 時以前となる場合は、前泊可能。
(3) その他必要な教材費		—	・ 厳に研修で必要な教材テキスト等に要する金額。

別 表 2 (第 5 条関係)

補助限度額	別に予算で定める額
-------	-----------